

# 熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針

---

(第5次)

令和8年(2026年)6月

熊本県

## 目 次

1	取組指針について	
(1)	取組指針策定の経緯、趣旨	2
(2)	取組指針の性格	3
(3)	取組指針の期間	3
2	犯罪被害者等を取り巻く情勢	
(1)	県内における犯罪発生状況	3
	ア 刑法犯認知件数	
	イ 重要犯罪認知件数の内訳	
	ウ 主な罪種別の認知件数	
	エ 人身交通事故発生状況	
(2)	犯罪被害者等の置かれている状況	5
(3)	犯罪被害者等支援に係る状況	6
3	基本方針	6
4	犯罪被害者等支援に関する具体的施策	
(1)	日常生活の回復に向けた支援	7
	ア 施策の方向性	
	イ 具体的施策	
(2)	県民の理解の増進	22
	ア 施策の方向性	
	イ 具体的施策	
(3)	支援体制の充実・整備	27
	ア 施策の方向性	
	イ 具体的施策	

### 【資 料】

- 熊本県犯罪被害者等支援条例

## 1 取組指針について

### (1) 取組指針策定の経緯、趣旨

犯罪等の被害に遭った方の多くは、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、心身の不調や周囲の無理解な言動による中傷など、事件の後に生じる様々な問題にも苦しんでいます。

国においては、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図ることを目的として、平成16年（2004年）12月に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）を制定しました。この基本法のもと、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定（平成17年）し、現在、第5次基本計画に基づき各種施策が進められています。

熊本県においては、平成15年（2003年）に（社）熊本犯罪被害者支援センター（現：公益社団法人くまもと被害者支援センター）が設立され、同センターにおいて犯罪被害者等への相談対応や支援を行うとともに、相談員や被害者支援ボランティアの養成に取り組んでいます。また、基本法の趣旨を踏まえ、平成20年（2008年）に熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）を策定し、その後、3回の改定を経て、犯罪被害者等の権利利益の保護や犯罪被害者等に対する県民意識の醸成等の各種施策に取り組んできたところです。

このような中で、令和元年（2019年）に、外部有識者による熊本県犯罪被害者等支援懇話会を設置し、これからの熊本県における犯罪被害者等の支援のあり方等について議論いただきました。そして、今後の課題として、①県民への広報啓発等の根幹となる県条例が必要である、②犯罪被害者等のニーズに対応した的確な情報提供や支援策の充実が必要である、③確実に支援に繋がる体制の充実が必要であるとの意見が取りまとめられました。

犯罪被害者等が安心して暮らしていくためには、行政だけでなく、社会全体が犯罪被害者等に寄り添い、支援を行っていく必要があります。犯罪被害者等支援に、県としてより一層取り組む姿勢を明確にし、市町村や関係機関、県民、事業者等、県全体として途切れることのない支援を行っていくため、令和2年（2020年）12月に熊本県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）を制定しました。

この指針は、第4次取組指針の策定以降の状況変化等を踏まえ、条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策を着実に実行していくために策定するものです。

## (2) 取組指針の性格

基本法第5条に規定されている「地方公共団体の責務」を果たすため、条例第9条の規定に基づき熊本県が犯罪被害者等への支援施策を推進する上での基本方針及び具体的な施策を定めるものです。

## (3) 取組指針の期間

令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間とします。

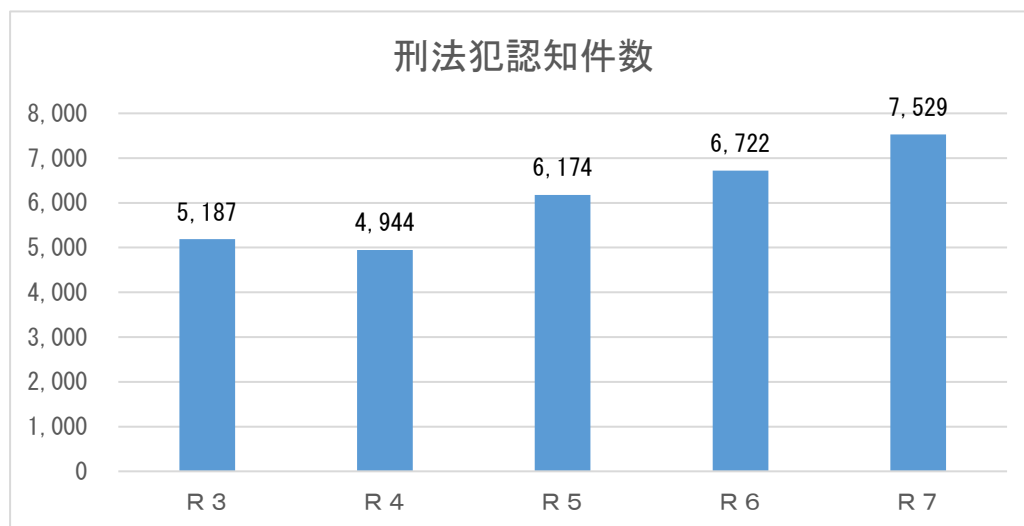
なお、施策の進捗状況及び犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を考慮して、必要に応じ、見直すこととします。

## 2 犯罪被害者等を取り巻く情勢

### (1) 県内における犯罪発生状況

#### ア 刑法犯認知件数

熊本県内の刑法犯認知件数は、平成15年（2003年）の28,973件をピークに減少し、令和4年（2022年）には4,944件となりましたが、再び増加傾向にあります。



（熊本県警察による統計）

#### イ 重要犯罪認知件数の内訳

熊本県内における重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等※1、略取誘拐・人身売買、不同意わいせつ※1）の令和7年（2025年）の認知件数は前年より58件増加した238件であり、性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）が全体の8割を超えています。

年	殺人	強盗	放火	不同意性交等※1	略取誘拐・人身売買	不同意わいせつ※1	合計
R3	10	7	11	25	3	52	108
R4	5	5	12	23	1	45	91
R5	12	4	11	47	1	70	145
R6	9	5	4	61	5	96	180
R7	3	10	9	76	9	131	238

(熊本県警察による統計)

※1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)の施行(罰則規定:令和5年7月13日施行)に伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に名称変更されています。

## ウ 主な罪種別の認知件数

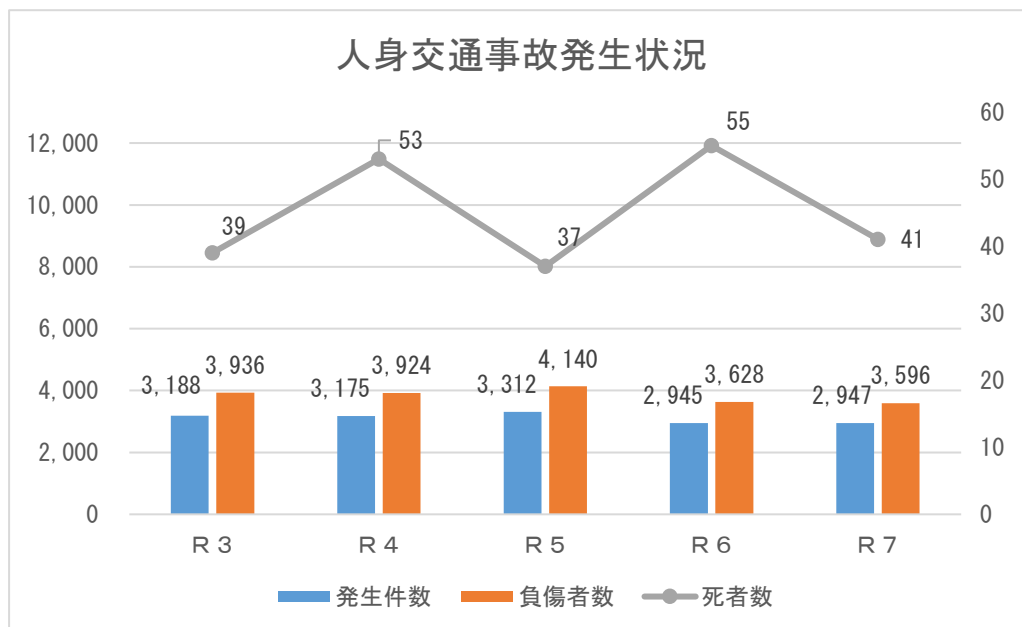
刑法犯全体では、窃盗犯の被害が6割を超えています。

区分	R3	R4	R5	R6	R7
刑法犯総数	5,187	4,944	6,174	6,722	7,529
凶悪犯	53	45	74	79	98
殺人	10	5	12	9	3
強盗	7	5	4	5	10
放火	11	12	11	4	9
不同意性交等	25	23	47	61	76
粗暴犯	642	582	744	745	858
暴行	348	337	380	363	450
傷害	202	198	284	285	293
脅迫	67	36	60	57	58
恐喝	25	11	20	40	56
窃盗犯	3,403	3,369	4,036	4,386	4,693
侵入盗	340	228	268	326	297
非侵入盗	2,176	1,985	2,452	2,368	2,397
乗り物盗	887	1,156	1,316	1,692	1,999
知能犯	292	269	434	547	774
詐欺	249	227	381	496	717
横領	13	21	28	20	35
偽造	30	21	20	26	17
その他			5	5	5
風俗犯	84	70	139	243	298
賭博		2		3	5
わいせつ	84	68	139	240	293
うち)不同意わいせつ	52	45	70	96	131
その他の刑法犯	713	609	747	722	808
うち)占有離脱物横領	77	78	98	105	133
うち)公務執行妨害	16	11	20	23	15
うち)住居侵入	90	69	90	82	89
うち)逮捕監禁	5	2	2	3	7
うち)略取誘拐	3	1	1	5	9
うち)盗品等	6	8	4	7	9
うち)器物損壊等	444	381	440	366	412

(熊本県警察による統計)

## エ 人身交通事故発生状況

熊本県内の人身交通事故発生件数は、平成16年（2004年）の13,167件をピークに減少し、令和7年（2025年）は2,947件となり、交通事故による死者・負傷者数も減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいで推移しています。



（熊本県警察による統計）

### (2) 犯罪被害者等の置かれている状況

犯罪被害者等は、事件により、命や財産を奪われ、傷害を負わされるといった直接的な被害だけでなく、その後においても、周囲の偏見、無理解等による言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害を受け、被害前のような日常生活を送ることが難しくなります。

また、性犯罪の場合、羞恥心から被害に遭ったことを他人に知られたくないという思いや、自分にも落ち度があったのではないかという自責の念から、警察への被害申告をためらうなど、被害が潜在化しやすい傾向にあると言われています。

そのため、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、様々な相談窓口があることの周知、心のケアの充実、各種支援制度の情報提供、周囲の人々の理解等が求められています。

### (3) 犯罪被害者等支援に係る状況

犯罪被害者等の負担軽減を図ることを目的に、国の有識者会議による提言を受け、令和6年度（2024年度）から「多機関ワンストップサービス体制※2」を整備する取組が全国的に開始され、熊本県においても、令和8年度（2026年度）から運用を開始することとなりました。

今後、犯罪被害者等が居住地に関わらず必要な支援を受けられるよう、支援に携わる機関・団体が相互に連携し、関係を一層強化していく必要があります。

※2 犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点に、犯罪被害者等の同意の下で、都道府県が設置した犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、当該コーディネーターを中心に関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供する体制のこと。

## 3 基本方針

条例第3条に規定する基本理念を踏まえ、「犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障し、必要な支援を個々の事情に応じて適切に途切れることなく行う」ため、今後必要と考えられる施策を犯罪被害者等、県民及び支援従事者の対象者ごとに体系的に整理し、次の3つの基本方針を設定してそれぞれの実現に向けた取組を進めることとします。

### ① 日常生活の回復に向けた支援

犯罪被害者等の多くは、被害直後から診療、葬儀、捜査・公判等への協力、損害賠償の請求、福祉や保険制度の申請、犯罪被害者給付金の申請、雇用の維持等、様々な場面に遭遇し、対応を迫られることとなります。

被害の状況によっては、身体や財産への直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等といった二次被害を受けることがあります。

そのため、犯罪被害者等が安心して暮らせる日常生活を取り戻すことができるようになるためには、犯罪そのものにより受けた直接的な被害だけでなく、その後に発生しうる二次被害からも回復できるよう支援する必要があります。

## ② 県民の理解の増進

犯罪被害者等は、事件に遭ったことの精神的ショックから身の回りのことが満足にできなくなることや、事件に遭ったことについて自分にも落ち度があったのではないかと自責の念にかられてしまうといったことも少なくない状況にあります。

誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。全体からみれば犯罪被害者等は少数者であるため、その現状が周囲に理解されず、疎外され、孤立することもあります。

犯罪被害者等が安心して暮らせるようになるためには、犯罪被害者等の日常生活の回復に向けた支援の実施に加え、犯罪被害者等の置かれた現状について県民の理解を深める必要があります。

## ③ 支援体制の充実・整備

犯罪被害者等への支援を実施するに当たっては、犯罪被害者等が置かれた現状を理解し、ニーズに応じて精通した人材によるきめ細やかな支援が不可欠です。

このような支援体制を効果的に運用するためには、人材の育成をはじめ支援体制の充実・整備が必要です。

また、犯罪被害者等への支援は、個々の状況に応じて、途切れることなく実施される必要があることから、支援に関係する国、県、市町村、民間団体等が密接に連携・協力する必要があります。

## 4 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

### (1) 日常生活の回復に向けた支援

#### ア 施策の方向性

犯罪被害者等の状況に応じた適切な対応が実施できるよう相談窓口の充実を図るとともに、精神面のケアや経済、雇用、居住等の各支援施策の実施等、犯罪被害者等の日常生活の回復に向けた支援に取り組みます。

#### イ 具体的施策

##### ① 相談及び情報の提供（条例第10条関係）

施策名	施策内容	担当課
犯罪被害者施策に関する総合的	犯罪被害者等が状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関との調整等を行います。また、複	くらしの安全推進課

対応窓口機能の充実	数の関係機関等による支援が必要となる場合は、「多機関ワンストップサービス」により対応を行います。	
人権センターにおける相談対応	人権センターに相談員を配置し、面接、電話及び電子メールによる県民からの人権に係る相談に対応します。	人権同和政策課
すこやか子育て電話相談	子育てや家庭教育に関し、保護者等を対象として、平日の夜間及び土曜日の午後に電話相談を実施します。	(教) 社会教育課
女性に関する相談窓口の設置	女性に関する様々な問題について相談を受ける窓口を、男女参画・協働推進課、女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)、各地域振興局(総務)福祉課に設置し、解決に向けた助言や支援を行います。	子ども家庭福祉課 男女参画・協働推進課
性犯罪被害者等からの相談への対応(性被害相談電話)	性犯罪被害者等からの相談について、警察本部において24時間対応します(被害者等が希望する性別の警察官が対応できるよう配慮しますが、業務の都合上、希望する性別の警察官が対応できない場合もあります。)	(警) 捜査第一課
性暴力被害に関する相談窓口の設置(ゆあさいどくまもと)	性暴力被害に遭われた方やその家族の相談を受ける窓口を設置し、国の夜間・休日コールセンターと連携して24時間365日の電話相談対応や病院への付添など必要な支援を行います。	くらしの安全推進課
交通事故相談に関する対応(交通事故相談所)	交通事故被害者等の救済・援護を図るため、「交通事故相談所」に交通事故相談員を配置し、交通事故	くらしの安全推進課

	被害者等からの相談に対応します。	
悪質な商法、ヤミ金融相談等に関する対応	警察本部内や各警察署において、悪質商法等の被害者からの相談に対応します。	(警)生活環境課
悪質商法等に関する消費生活センターにおける相談対応	消費生活センターに相談員を配置し、面接、電話による県民からの消費生活に係る相談に対応します。	消費生活課
「被害者支援要員制度」の活用	警察において指定された「被害者支援要員(指定された警察職員)」が、関係機関と連携をとりながら被害直後から犯罪被害者等に寄り添い、必要な助言、指導、情報提供等を行い犯罪被害者等のニーズに即した支援を実施します。	(警)広報県民課
犯罪被害者等支援のための情報提供	熊本県ホームページ及び熊本県警察ホームページにおいて、犯罪被害者等の支援に関する情報(DV等女性に対する暴力を含む。)を随時更新し、充実を図ります。	(警)広報県民課 くらしの安全推進課
インターネット以外の媒体を通じた情報提供	相談窓口等を記載したリーフレットや周知カード等、インターネット以外の媒体を通じて犯罪被害者等支援に関する情報を提供します。	くらしの安全推進課
「被害者手帳(支援の手引)」の内容充実と犯罪被害者等への確実な交付による情報提供	犯罪被害者等が最も支援を必要とする被害直後において、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、刑事手続、被害者支援に関する各種制度や相談窓口等の情報が記載された「被害者手帳(支援の手引)」の内容を充実するとともに、確実に交付します。	(警)広報県民課

被害者支援リーフレットの配布による情報提供	交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査過程等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れや損害賠償の請求に関する情報等をまとめた手引き「交通事故にあわれた方へ」を交付します。	(警) 交通指導課
外国人の犯罪被害者等への情報提供の充実(「外国語版「支援の手引」)	現行の外国語版「支援の手引(英語版・中国語版・韓国語版)」の内容の充実と見直しを図りつつ、適切に配布されるよう努めるとともに、外国人被害者に対する各種制度等情報提供の充実を図ります。	(警) 広報県民課
教育委員会と関係機関との連携協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	教育委員会及び学校において、県立教育センター、肥後っ子サポートセンター、児童相談所等の関係機関と連携・協力を強化し、学校の相談窓口の機能を更に高め、犯罪被害者等に対する相談機能を充実します。	(教) 学校安全・安心推進課
市町村における適切な情報提供のための支援	犯罪被害者等への対応に必要なとなる基礎的な知識等の習得のための研修会を開催し、市町村担当窓口において適切な情報提供ができるよう支援します。	くらしの安全推進課
専門職による支援及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化	犯罪被害者等への支援を効果的に行うため、民間支援団体との連携を強化するとともに、臨床心理士等専門職による支援の充実・強化に努めます。	(警) 広報県民課 くらしの安全推進課

② 損害賠償の請求に関する情報の提供(条例第11条関係)

施策名	施策内容	担当課
暴力団犯罪による被害回復の支援	暴力団等による犯罪の被害者に対する被害回復を促進するため、警察と公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター、熊本県弁護士	(警) 組織犯罪対策課

	会民事介入暴力対策委員会等が連携して、暴力団等による犯罪被害の回復を支援します。	
【再掲】「被害者手帳（支援の手引）」の内容充実と犯罪被害者等への確実な交付による情報提供	犯罪被害者等が最も支援を必要とする被害直後において、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、刑事手続、被害者支援に関する各種制度や相談窓口等の情報が記載された「被害者手帳（支援の手引）」の内容を充実するとともに、確実に交付します。	(警) 広報県民課
【再掲】被害者支援リーフレットの配布による情報提供	交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査過程等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れや損害賠償の請求に関する情報等をまとめた手引き「交通事故にあわれた方へ」を交付します。	(警) 交通指導課

### ③ 経済的負担の軽減（条例第12条関係）

施策名	施策内容	担当課
犯罪被害給付制度の的確な運用	「犯罪被害給付制度」の対象となる犯罪被害者等に対し、確実な制度教示を行い、仮給付制度の効果的活用など迅速、的確な給付金の裁定に努めます。	(警) 広報県民課
ハウスクリーニング委託制度による犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減	犯罪被害者等の精神的、経済的負担軽減のため、殺人事件等で自宅が犯罪現場となった場合にハウスクリーニング委託費用を公費負担します。	(警) 広報県民課
診断書手数料等に関する犯罪被害者の経済的負担の軽減	犯罪被害者等の精神的、経済的負担軽減のため、診断書手数料や処置費用、カウンセリング費用等を公費負担します。	(警) 広報県民課

法医解剖後の遺体搬送等に関する遺族の負担軽減	犯罪被害者等の経済的負担軽減のため、法医解剖（司法・行政解剖）を実施した遺体搬送費用及び遺体修復費を公費負担します。	(警) 捜査第一課 (警) 交通指導課 (警) 広報県民課
性犯罪被害者に対する緊急避妊等経費の措置	性犯罪被害者の心理的・経済的負担を軽減するため、初診料、診断書料、緊急避妊経費等について公費負担します。	(警) 広報県民課
【再掲】「被害者手帳（支援の手引）」の内容充実と犯罪被害者等への確実な交付による情報提供	犯罪被害者等が最も支援を必要とする被害直後において、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、刑事手続、被害者支援に関する各種制度や相談窓口等の情報が記載された「被害者手帳（支援の手引）」の内容を充実するとともに、確実に交付します。	(警) 広報県民課
犯罪被害者等に対する見舞金の給付	犯罪被害者等に対する見舞金制度により、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図ります。	くらしの安全推進課

#### ④ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（条例第13条関係）

施策名	施策内容	担当課
精神保健福祉センター、保健所における相談、支援等の実施	精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談対応や支援等を行います。	障がい者支援課
医療安全相談窓口における相談対応	県庁及び各保健所の相談窓口において電話、面接等による県民からの医療安全に係る相談に対応します。	医療政策課
児童相談所における児童虐待に対する夜間・休日対応	児童虐待に関して、夜間・休日も通告を受理し、48時間以内に児童の安否確認を行っていきます。	子ども家庭福祉課

<p>高次脳機能障害者への支援の充実</p>	<p>高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、正しい理解を促進するための普及・啓発、支援手法等に関する研修等の支援を行います。また、高次脳機能障がい障がい特性に応じた支援が実施できる支援者を養成するため、高次脳機能障害者支援養成研修を実施し、高次脳機能障がい者に関する支援体制の整備に努めます。</p> <p>* 高次脳機能障害とは、脳外傷、脳卒中、脳炎、脳症など脳が損傷して起こる症状で、記憶・注意・思考・言語などに障害が見られることがあります。外見上分かりにくい、本人も自覚しにくい、日常生活の中の特定の状況にしか現れない、などの特徴により周囲からの理解が得られにくい疾患です。</p>	<p>障がい者支援課</p>
<p>被害者の個別カウンセリングの実施</p>	<p>被害にあったことで傷つけられた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者に対し、臨床心理士、公認心理師又は精神科医等による個別カウンセリングを行います。</p>	<p>障がい者支援課 子ども家庭福祉課</p>
<p>医療機関に関する情報提供</p>	<p>熊本県総合医療情報システム（熊本医療ナビ）により、県民等に対して医療機関に関する情報を提供します。</p> <p>* 熊本県総合医療情報システム（熊本医療ナビ）とは、県内の医療機関等の医療情報をデータベース化し、インターネット上で医療情報を提供するシステム。</p>	<p>医療政策課</p>

医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備	被害者が、安心して診察・治療を受けられるよう、医療機関に対し啓発に努めます。	医療政策課
-------------------------	--	-------

⑤ 安全の確保（条例第14条関係）

施策名	施策内容	担当課
警察における再被害防止措置の推進	再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、防犯指導や警戒等の再被害防止措置を講ずるとともに、関係機関との連携による事案に応じた柔軟な対応に努めます。	(警) 広報県民課
犯罪被害者等に関する情報の保護	被害事件の広報等については、犯罪被害者等の権利保護と発表することの公益性等から個別具体的な対応を行います。	(警) 広報県民課
ストーカー・DV等の被害者等保護及び危険回避のための施策の実施	ストーカー・DV等の被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法の適時的確な適用をはじめとする関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止や、被害者の保護措置等の組織的な対応を推進します。	(警) 人身安全対策課
中央一時保護所（児童相談所）の管理運営	被虐待児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導を行うため、一時保護所の適切な運営を行い、保護児童への支援を行います。	子ども家庭福祉課

<p>女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等における一時保護及び自立に向けた支援の実施</p>	<p>DV被害者等の安全を確保するため、県の一時保護所で一時的に保護をするとともに、被害者等の自立に向けてのカウンセリング、就職、住居確保、施設入所等の支援を行います。</p> <p>*DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や恋人等の親密な男女間における暴力をいい、殴る、蹴るなどの身体的な暴力のほか、精神的暴力、性的暴力なども含まれます。</p>	<p>子ども家庭福祉課</p>
<p>暴力団から危害を被るおそれがある者に対する保護</p>	<p>熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第26条の警察による保護規定及び熊本県警察保護対策実施要領に基づき、今後より一層、暴力団等から危害を被るおそれがある者を「保護対象者」に指定し、暴力団等による危害行為を未然に防止するために必要な保護対策を推進します。</p>	<p>（警）組織犯罪対策課</p>
<p>要保護児童対策地域協議会の開催等による関係機関の連携・協力</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の開催等を通じた関係機関との連携・協力により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応・再被害防止に努めます。</p>	<p>子ども家庭福祉課</p>
<p>児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施</p>	<p>虐待による児童の死亡事例等が発生した場合、専門の組織による死亡事例等の検証を行い、同様な事例の未然・再発防止に努めます。</p>	<p>子ども家庭福祉課</p>

<p>児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための施策の実施</p>	<p>児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養を実施し、児童虐待への対応力の一層の強化を図ります。</p>	<p>(警) 人身安全対策課</p>
<p>熊本県学校・警察相互連絡制度の活用による再被害防止に向けた関係機関の連携充実</p>	<p>犯罪、いじめ等の再被害を防止するため、警察と学校との通報連絡を密に行い、会議や研修会を通して支援体制の更なる強化を図ります。</p>	<p>(教) 学校安全・安心推進課 (警) 生活安全企画課</p>
<p>児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等</p>	<p>虐待を受けている子どもを職務上発見しやすい立場にある教職員が適切に対応できるよう通告義務の周知徹底を図るなど早期発見・早期対応のための体制整備に努めます。</p>	<p>(教) 学校安全・安心推進課</p>
<p>再被害防止に資する教育の実施等</p>	<p>学校等警察連絡協議会による学校と警察との連携強化、学校と保護司や民生委員との連携強化により、加害少年への学校内外での継続的な指導を行い、加害少年の立ち直りや再被害の防止に努めます。</p>	<p>(教) 学校安全・安心推進課 (警) 生活安全企画課</p>
<p>教職員に対する「子どもの虐待対応の手引き」の活用</p>	<p>認定こども園、幼稚園、保育所、小中学校等に「子どもの虐待対応の手引き」の活用を推進し、教職員に虐待発見時における適切な対応の在り方を周知徹底します。</p>	<p>(教) 学校安全・安心推進課</p>

DV対策関係機関・団体の連携促進	連絡会議や研修会の開催、民間団体への支援等により関係機関・団体の連携を図り、迅速かつ適切にDV被害者の保護・支援を行います。	子ども家庭福祉課
------------------	--	----------

⑥ 居住の安定（条例第15条関係）

施策名	施策内容	担当課
犯罪被害者等に対する県営住宅の優先入居・一時使用の実施	犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅の優先入居（公募）や一時使用を実施します。	住宅課
一時避難等施設使用料の負担軽減	犯罪被害者等の精神的、経済的負担軽減のため、一時的な避難場所や事情聴取等の場所として警察施設以外の施設の使用料を公費負担します。	（警）広報県民課
配偶者からの暴力被害者に対する県営住宅の優先入居・一時使用の実施	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅の優先入居（公募）や一時使用を実施します。	住宅課

⑦ 雇用の安定（条例第16条関係）

施策名	施策内容	担当課
被害回復のための休暇制度の周知	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度については、国における施策を踏まえて周知を行います。	労働雇用創生課
労働相談への対応	「しごと相談・支援センター」に労働相談員を配置し、解雇、労働条件、賃金や職場でのトラブル等に関する労働者や事業主からの様々な相談に中立の立場から助言を行います。	労働雇用創生課

個別労働紛争解決制度の周知	労働関係に関する労働者と事業主との紛争を解決する「個別労働紛争解決制度（熊本県から熊本県労働委員会へ事務委任）について、県民への周知を図ります。	労働雇用創生課
就業支援の実施	「しごと相談・支援センター」において、就職活動の進め方についてアドバイス等を行うとともに、仕事探しに付随する保育、公営住宅、生活資金等の生活相談に対する助言や情報提供を行います。	労働雇用創生課
若年者の就職や転職等への相談対応	若年者を対象とした職業や就職に関する総合的な情報提供・相談・職業紹介などを一体的に行う「ジョブカフェくまもと」において、若年者の就職や転職等の相談に対応します。 また、熊本市以外の地域においても、全広域本部・地域振興局に設置している「ジョブカフェ・ブランチ」において、きめ細やかな就職支援を行います。	労働雇用創生課

⑧ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供（条例第17条関係）

施策名	施策内容	担当課
被害者連絡制度に基づく情報提供の推進	身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対し、その人権に配慮し、被害回復に資するよう警察において捜査状況や処分結果等の情報を提供します。	(警) 刑事企画課
検視、司法解剖等の遺族への説明と配慮	検視、司法解剖等に当たってその必要性を説明し、遺族の理解が得られるよう努めます。	(警) 捜査第一課 (警) 交通指導課

性犯罪被害者からの証拠採取機材の整備と産婦人科医等とのネットワーク構築	性犯罪被害者からの証拠採取、保管に関し、「性犯罪捜査用キット」及び採取の際の代替服を整備し、県内の医療機関とのネットワークを構築します。	(警) 捜査第一課 (警) 広報県民課
【再掲】被害者支援リーフレットの配布による情報提供	交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査過程等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れや、損害賠償の請求に関する情報等をまとめた手引き「交通事故にあわれた方へ」を交付します。	(警) 交通指導課

⑨ 保護又は捜査の過程における配慮（条例第18条関係）

施策名	施策内容	担当課
警察における犯罪被害者等のための施設の改善	現在、警察署に設置している被害者専用事情聴取室や霊安室について、今後新築・改築される警察署においては、より被害者の心情に配慮した仕様とします。	(警) 広報県民課
民生委員・児童委員に対する研修の実施	各広域本部が毎年企画・実施する民生委員・児童委員全員を対象とした一般研修の対象科目の一つとして犯罪被害者等に関することを加えるなど、犯罪被害者への守秘義務の遵守等について周知に努めます。	社会福祉課
看護職員等の資質向上	看護教員（看護学生）及び看護職員が犯罪被害者に対する配慮等について理解し、支援を必要とする犯罪被害者及び家族に適切に対応できるよう、啓発に努めます。	医療政策課

捜査過程における二次被害の防止・軽減及び被害者等への適切な対応を確実にするための職員に対する研修の充実等	犯罪被害者等の捜査過程における二次被害を防止・軽減するため、研修会や講演会等を開催することにより職員の被害者支援に対する理解の増進を図るとともに、職員の被害者等に対する適切な対応を確実にするため、各種支援制度及び関係機関との連携要領等の研修の充実を図ります。	(警) 広報県民課 (警) 捜査第一課
被害者が希望する性別の警察官による対応	性犯罪指定捜査員に男性警察官、女性警察官の両方を指定し、可能な限り被害者が希望する性別の警察官が対応できるよう配慮します。	(警) 捜査第一課

⑩ 未成年者への配慮（条例第19条関係）

施策名	施策内容	担当課
被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	「肥後っ子サポートセンター」を中心に、被害少年からの相談に対応し、継続的支援等を実施します。	(警) 生活安全企画課
学校支援アドバイザーの配置	県内の教育事務所に、警察官OBを「学校支援アドバイザー」として配置し、学校等との連携のもと専門的見地から電話・来所・訪問による相談に対応します。	(教) 学校安全・安心推進課
スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置	県内の教育事務所等及び拠点校である県立高等学校に、精神保健福祉士や社会福祉士の資格を有する「スクールソーシャルワーカー（SSW）」を配置し、いじめ・不登校等に対し、関係機関等による連携ネットワークを構築し、地域事例研究会等を通して解決を図ります。	(教) 学校安全・安心推進課

<p>スクールカウンセラーの配置</p>	<p>県内の公立小・中学校及び教育事務所等、県立学校に「スクールカウンセラー」を配置し、いじめ・不登校等について児童生徒や保護者等にカウンセリング等を行い、問題解決を図ります。</p>	<p>(教) 学校安全・安心推進課</p>
<p>教育相談専門員の派遣</p>	<p>スクールカウンセラーが配置されていない学校等を中心に、児童生徒、保護者及び教職員のために専門的知識を有する「教育相談専門員(臨床心理士や大学教授等)」を派遣し、問題解決を図るための支援をします。</p>	<p>(教) 学校安全・安心推進課</p>
<p>犯罪被害者等である児童生徒が不登校等になった場合における継続的支援の促進</p>	<p>犯罪被害が原因で不登校や問題を抱えるにいたった児童生徒に対して継続的支援を実施するため、管理職、主任主事、教育相談係及び養護教諭等による支援組織を整備し、対応マニュアルの作成や関係機関との連携により被害少年の心のケアと支援を速やかに実施できるよう学校に働きかけます。</p>	<p>(教) 学校安全・安心推進課</p>
<p>少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等</p>	<p>少年被害者が精神的被害から立ち直り、被害発生前の精神状態と生活に戻れるよう、教職員によるカウンセリング等の支援体制を充実します。</p>	<p>(教) 学校安全・安心推進課</p>

## (2) 県民の理解の増進

### ア 施策の方向性

「犯罪被害者月間（毎年１１月１日～１２月１日）」において、犯罪被害者等の参加・協力も得て、関係機関・団体と連携・協働した広報啓発活動を積極的に実施していくとともに、様々な広報媒体を活用することで、犯罪被害者等が置かれた現状について県民が理解を深める機会を積極的に提供します。

### イ 具体的施策

#### ① 広報啓発活動等の実施（条例第２０条関係）

施策名	施策内容	担当課
個人情報に配慮した地域における犯罪発生情報の提供	県民へ注意を喚起し再被害を防止するため、犯罪発生地を管轄する警察署及び県警本部が連携し、被害者が特定されないことに配慮しながら、地域安全ニュース、ゆっぴー安心メール等の各種媒体を用いて被害状況に関する情報を発信します。	(警)生活安全企画課
犯罪被害者等支援に関する広報啓発事業の実施	犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、県民の理解を深めるための広報啓発事業を実施します。 犯罪被害者月間（毎年１１月１日～１２月１日）に合わせた集中的な広報啓発を行います。	くらしの安全推進課 (警)広報県民課
犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施	犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、教育、法曹関係者に対し、被害者等の置かれた現状や支援の重要性等について広報啓発を実施し、医療、教育、法曹関係者と連携して社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。	(警)広報県民課 くらしの安全推進課

被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進	性暴力被害者や被害児童等、被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を研修会やシンポジウムを開催するなど、様々な機会を通じて県民に広く周知し、理解促進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。	(警) 広報県民課 くらしの安全推進課
犯罪被害者等の 人権問題に関する 県民の理解の 促進と意識の高 揚	「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づき、犯罪被害者等の 人権問題に関し、各種広報啓発活動を通じて県民の理解と認識を深め、犯罪被害者等の 人権を尊重する意識の醸成、人権意識の高揚を図ります。	人権同和政策課
様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	知事部局・警察・公益社団法人くまもと被害者支援センターと医療、福祉、教育、法曹関係団体等が連携・協働し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、広報啓発活動を推進します。	(警) 広報県民課 くらしの安全推進課
児童虐待防止に向けた啓発事業の実施	「児童虐待防止推進月間（毎年11月）」にあわせて、児童虐待防止及び子どもの人権啓発のための講演会や街頭啓発キャンペーンを行います。	子ども家庭福祉課

若年層に対する 広報啓発	関係機関と連携し、中・高生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた社会気運の醸成に努めるとともに、若年層に対する予防啓発の取組を推進します。また、「大学生による被害者支援ボランティア」の活動を通じて、被害者等の現状を広め、若年層から被害者支援への理解増進を図ります。	(教) 学校安全・ 安心推進課 (警) 広報県民課
「心のきずなを 深める月間」に おける取組	「心のきずなを深める月間（毎年6月）」において、学校・家庭・地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高め、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進します。	(教) 学校安全・ 安心推進課
DV防止に向け た啓発事業の実 施	「女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月）」に合わせて、DV防止のための講演会や街頭啓発キャンペーンを行います。	子ども家庭福祉 課
全国交通安全運 動期間における 広報啓発の実施	春と秋の全国交通安全運動期間において、交通事故被害者等の視点に配慮しながら広報啓発を実施します。	くらしの安全推 進課

<p>交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進</p>	<p>交通安全関係行事や各種交通関係講習会等において、交通事故の被害者・遺族等による講演の実施のほか、交通事故の惨状等を収録したビデオ（DVD）放映、被害者等の手記等を紹介し、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に対する県民の理解増進に努めます。</p>	<p>（警）交通企画課</p>
<p>交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表</p>	<p>交通事故統計や交通事故発生状況等の様々なデータを各種交通関係行事等や各自治体の広報媒体及びテレビ・ラジオ・新聞等のメディアを通じ広く県民に公表することにより、その実態等について周知を図り、県民の理解増進に努めます。</p>	<p>（警）交通企画課</p>
<p>（北朝鮮）拉致被害者に対する支援の検討、国民世論の啓発</p>	<p>北朝鮮の人権侵害問題について国民世論の啓発を実施するとともに拉致被害者に対する支援体制を整備します。</p>	<p>国際課</p>
<p>学校における犯罪抑止教育の実施</p>	<p>教育活動全体を通して児童生徒の規範意識を高めるとともに、熊本県警察本部少年課作成の「非行防止教室指導マニュアル」などの関係資料を活用することで児童生徒に対する犯罪抑止教育を実施します。</p>	<p>（教）学校安全・安心推進課</p>
<p>学校等警察連絡協議会の運用による非行問題等への適切な対応</p>	<p>学校等警察連絡協議会の開催を通して、警察と学校が相互に連携し、非行問題等に関する具体的な情報を相互に連絡することで児童生徒の犯罪や非行及びその被害の防止に努め、児童生徒の健全な育成を図ります。</p>	<p>（教）学校安全・安心推進課 （警）生活安全企画課</p>

<p>道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用</p>	<p>道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用を通して児童生徒の道徳性を育みます。</p> <p>* 道徳教育用郷土資料「熊本の心」は、郷土の先人の伝記や逸話などから人間の生き方や考え方を学んだり、伝統や文化の継承などから郷土に対する愛着を深めたりする教材を掲載しています。道徳科の授業をはじめ学校の教育活動全体や家庭・地域での教育に使用する等、様々な場面において活用が可能です。</p> <p>小学校用（1，2年用、3，4年用、5，6年用、）中学校用（3年間）の計4種があります。</p>	<p>（教）義務教育課</p>
<p>家庭における命の教育への支援の推進</p>	<p>「くまもと家庭教育10か条」「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知活用等を通じて、家庭で命の大切さについて考える機会をつくるよう啓発を行います。</p>	<p>（教）社会教育課</p>
<p>家庭教育に関する学習の機会・情報の提供</p>	<p>家庭、地域社会、学校、市町村教育委員会等の関係機関・団体との幅広い連携に基づく「くまもと家庭教育支援チーム」登録を展開し、家庭教育の重要性や役割の啓発、くまもと「親の学び」プログラムを活用した家庭教育に関する学習機会（「親の学び」講座）や情報の提供に努めます。</p>	<p>（教）社会教育課</p>

学校教育における人権教育の推進	学校教育において、人権教育推進に中心的に関わる管理職等を対象として、様々な人権問題についての基本的認識を深め、実践的な指導力向上を図るための研修を実施します。	(教)人権同和教育課
-----------------	---	------------

### (3) 支援体制の充実・整備

#### ア 施策の方向性

犯罪被害者等支援において重要な役割を果たす民間支援団体の職員、県民に最も身近な行政機関である市町村の担当者、その他支援に関わる者の人材育成のため研修会等を実施し、知識・技術の習得、専門性の向上を図ります。

また、犯罪被害者等に対し効果的な支援が実施できるよう、国、県、市町村、民間団体等のネットワーク構築といった支援体制の充実・整備に取り組みます。

#### イ 具体的施策

##### ① 人材の育成（条例第21条関係）

施策名	施策内容	担当課
被害少年支援担当者の資質向上	被害少年が受けた精神的ダメージを軽減するため、専門的知識を有する「被害少年等カウンセリングアドバイザー」による教養等を行い、被害少年支援担当者の資質向上を図ります。	(警)生活安全企画課
犯罪被害者等支援員・相談員等の育成支援及び市町村の犯罪被害者等支援担当者の資質向上	犯罪被害者等支援に必要な関係機関の役割を調整し、犯罪被害者等に必要な情報を提供するとともに、長期にわたって途切れることのない支援を実施するため、公益社団法人くまもと被害者支援センター等における人材の育成を支援します。 また、市町村の犯罪被害者等支援	(警)広報県民課 くらしの安全推進課

	担当者を対象にした研修会を開催する等、人材の育成を支援します。	
代理受傷による心身への健康被害未然防止対策の推進	支援者の代理受傷による心身への健康被害の未然防止対策を推進し、適切な支援活動の実現と支援活動従事者の心理的影響に配慮した取組を推進します。	(警) 広報県民課
里親に対する支援(研修の実施、休息の確保)の実施	被虐待児のケアを担う専門里親の養成及び養育技術向上のための専門里親研修事業を実施するとともに、委託児童を養育している里親が休息を得られるよう援助します。	子ども家庭福祉課
被虐待児の保護等に携わる者の研修の充実	虐待を受けた子どもが専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に直接携わる職員等の資質向上を図ります。	子ども家庭福祉課 (警) 人身安全対策課
思春期精神保健の専門家の養成	思春期の児童生徒が適切な支援を受けられるように、支援に携わる職員等の知識・技術の向上のための研修を実施します。	障がい者支援課
被害少年の聴取や支援を行う警察職員の知識・技能習得	被害少年の心情に配慮した聴取や継続的・効果的支援を行うため、各種研修会への参加を通して警察職員の知識・技能習得に努めます。	(警) 生活安全企画課
健康教育の充実	健康教育(性に関する指導を含む)に関する研修を実施し、知識の向上や組織的な対応の充実を図ります。	(教) 体育保健課
警察職員に対する研修の充実	ストーカー・DV事案等に適切に対応することができるよう、同事案に対処する警察職員に対して必要な教養を行います。	(警) 人身安全対策課

② 民間支援団体による活動の促進（条例第22条関係）

施策名	施策内容	担当課
<p>県民に対する民間支援団体の意義、活動等の広報</p>	<p>被害の回復や軽減のために、直接被害者等に接して支援を行う公益社団法人くまもと被害者支援センター等民間支援団体の意義、活動等を広報します。</p>	<p>(警) 広報県民課 くらしの安全推進課</p>
<p>公益社団法人くまもと被害者支援センターへの支援</p>	<p>犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人くまもと被害者支援センターに対する財政支援を引き続き実施します。</p>	<p>(警) 広報県民課</p>
<p>民間支援団体（公益社団法人くまもと被害者支援センター等）との連携・協力の強化</p>	<p>公益社団法人くまもと被害者支援センター等の民間支援団体が実施する講演会等に後援する等、積極的に協力することで、支援活動の更なる活性化を図ります。 また、警察において、くまもと被害者支援センターによる支援の必要性を認め、又は支援が効果的と判断した犯罪被害者等については、犯罪被害者等の同意を得た上で、警察からくまもと被害者支援センターへ被害者情報の提供を行うなど、くまもと被害者支援センターと連携した横断的な支援活動を実施します。</p>	<p>(警) 広報県民課 くらしの安全推進課</p>
<p>「性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと」との連携・協力の強化</p>	<p>「ゆあさいどくまもと」による支援が必要又は効果的な性暴力被害者等について、性暴力被害者等の同意を得たうえで、警察から被害者情報の提供を行い、「ゆあさいどくまもと」と連携した横断的な支援活動を実施します。</p>	<p>(警) 広報県民課</p>

③ 犯罪被害者等支援の推進体制等（条例第23条関係）

施策名	施策内容	担当課
多機関ワンストップサービス体制の円滑な運用	犯罪被害者等の負担軽減を図るため、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、関係機関・団体と連携をとり、多機関ワンストップサービス体制の円滑な運用を行います。	くらしの安全推進課 (警) 広報県民課
犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開	被害者支援要員制度の活用及び公益社団法人くまもと被害者支援センターに対する情報提供の促進並びに関係機関とのネットワークの活用により、犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援を実施します。	(警) 広報県民課
庁内連絡会議の運営	犯罪被害者等支援に関する施策が適切に実施されるよう、庁内連絡会において、知事部局、警察本部及び教育庁3者の連携体制を確保します。	くらしの安全推進課
県（県警含む）・早期援助団体・市町村との連絡会議の運営	知事部局（くらしの安全推進課）、警察本部（広報県民課）、早期援助団体（くまもと被害者支援センター）、市町村の担当者が相互に連携・協力できるよう連絡会議を開催し、県全体で犯罪被害者等支援施策が推進されるよう努めます。	くらしの安全推進課
熊本県犯罪被害者支援連絡協議会・地区犯罪被害者支援連絡協議会の活用による有機的なネットワークの構築	犯罪被害者等に対し途切れない支援を実施するため、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会・地区犯罪被害者支援連絡協議会を活用し有機的なネットワークの構築に努めます。	(警) 広報県民課

市町村の総合的 対応窓口の機能 強化支援	市町村における犯罪被害者等に特 化した条例の制定や、機関内ワン ストップ体制※3 の構築が進むよ う、情報提供や助言を行います。	くらしの安全推 進課
重大事案発生時 の緊急支援態勢 の構築	犯罪等により死傷者が多数に上る 事案その他重大な事案が発生した 場合には、市町村その他犯罪被害 者等支援に関係する機関及び団体 が協力して直ちに支援を行うこと ができる態勢を構築し、必要な緊 急の支援を実施します。	(警) 広報県民課

※3 機関内ワンストップ体制

犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減を目的として、犯罪被害者等のニーズに応じ、その機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届ける仕組み

※ なお、担当課は年度により変更することがあります。

## ○ 熊本県犯罪被害者等支援条例

(令和2年12月22日条例第55号)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による言動、インターネットを通じて行われる誹(ひ)謗(ぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(第6条から第8条までにおいて「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体との連携を図るものとする。

(市町村への協力)

第5条 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、事業活動に伴う二次被害の防止及び従業員である犯罪被害者等の就労について十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針(以下この条及び附則第2項において「支援指針」という。)を定めるものとする。

2 支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- (3) その他犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、支援指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、支援指針の変更について準用する。

(相談及び情報の提供)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求に関する情報の提供)

第11条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、損害賠償の請求に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第12条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第17条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮)

第18条 県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(未成年者への配慮)

第19条 県は、犯罪被害者等が未成年者であるときは、その心情に十分な配慮がなされ、当該犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、並びに二次被害の防止を図るため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体による活動の促進)

第22条 県は、民間支援団体の活動を促進するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援の推進体制等)

第23条 県は、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、県内において犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に県が定めている犯罪被害者等支援に関する指針であって第9条第2項各号に掲げる事項を定めたものは、同条第1項の規定により定められた支援指針とみなす。

人権センターに相談員を配置し、面接、電話及び電子メールによる県民からの人権に係る相談に対応します。